

令和8年度

妊婦さんのための 給付金のご案内

当別町では、妊娠や出産による経済的負担を軽減するため、妊婦さんに給付金を支給します。

給付の流れ

タイミング	アクション	内容
病院で妊娠を確認したら	妊娠の届出	「申請書」をお渡しします。
妊娠中、お早めに	申請書の提出	1回目の給付金を支給します。
妊娠6~8か月頃	保健師の家庭訪問を受ける	「胎児の数の届出書」をお渡しします。
出産予定日の8週間前から	届出書の提出	2回目の給付金を支給します。

対象者

- 町に住民票がある妊婦
- 他の市町村から給付金等を受けていない方

給付の金額

- 1回目の給付金 5万円
- 2回目の給付金 5万円×胎児の数

必要書類

- 母子健康手帳の写し（1回目のみ）
- 振込先口座がわかる物の写し

里帰り出産等で、来所や家庭訪問を受けられない場合はご相談ください。

※令和7年4月1日以降に、流産・死産を経験された方も対象となります。申請には、診断書等が必要です。

お問い合わせ

当別町福祉部保健福祉課健康推進係
当別町西町32番地2 当別町総合保健福祉センター ゆとろ
TEL : 0133-23-4044 Email : hoken1@town.tobetsi.hokkaido.jp